

○仲裁センターにおける申立・応諾サポート弁護士に関する細則

(制定 平成31年2月12日)

(目的)

第1条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)における申立・応諾サポート弁護士に関して必要な事項を定め、もって仲裁センターの利用を促進することを目的とする。

(選任)

第2条 申立・応諾サポート弁護士は、仲裁センター運営委員会委員若しくは幹事、仲裁人候補者又は補助者候補者である弁護士会員の中から、1人又は2人以上を選任する。

(業務)

第3条 申立・応諾サポート弁護士は、仲裁センターの指示に従い、次に掲げる業務を行う。

(1) 仲裁センターに申立てを希望する者又は応諾を検討する者に対する手続的事項に関する助言

(2) 申立書又は答弁書の作成の代行

(3) その他前2号に関連する業務で仲裁センターが必要と認めたもの

(報酬)

第4条 申立・応諾サポート弁護士の業務は、無償とする。ただし、仲裁センターは、業務の内容、頻度等を考慮して、1日当たり1万円以内であって会長が相当と認める金額を日当として支払うことができる。

2 会長は、前項の日当を決定するに当たり、あらかじめ、仲裁センター運営委員会の意見を聴くものとする。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(令和元年10月15日 日本弁護士連合会承認)

(令和元年11月1日 公示)